

平成31年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成31年3月11日（月曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（13名）

議長	小 関 勝 教 君
副議長	土 井 敏 興 君
1 番	丸 山 文 靖 君
2 番	吉 岡 建二郎 君
3 番	松 山 教 宗 君
4 番	川 上 美 樹 君
5 番	楠 徹 也 君
7 番	本 郷 幸 治 君
8 番	吉 岡 文 子 君
9 番	山 崎 一 広 君
10番	桜 井 龍 雄 君
11番	谷 村 知 重 君
13番	金 子 義 彦 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	中 平 匡 司 君
市 民 部 長	松 田 公 史 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	平 泉 宮 子 君
経 済 部 長	市 川 厚 記 君
都市整備部長	西 尾 正 君
市立美唄病院事務局長	小 橋 一 夫 君
消 防 長	相 馬 一 司 君

総務部総務課長	村 上 孝 徳 君
総務部総務課長補佐	置 田 孝 浩 君

教育委員会教育長	星 野 恒 徳 君
教育委員会教育部長	森 川 治 君

選挙管理委員会委員長	高 田 豊 君
選挙管理委員会事務局長	（村 上 孝 徳 君）

農業委員会会長	今 田 邦 彦 君
農業委員会事務局長	佐々木 武 君

監 査 委 員	後 藤 樹 人 君
監 査 事 務 局 長	永 森 峰 生 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	三 上 忠 君
次 長	門 田 昌 之 君

午前10時00分 開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13番 金子義彦議員、
1 番 丸山文靖議員
を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

4 番、川上美樹議員。

●4 番川上美樹議員（登壇） 平成31年第1

回市議会定例会におきまして、大綱２点について市長並びに教育長にお伺いいたします。

まずは大綱の１点目は、都市計画行政についてです。

平成28年度から２カ年において、今後本市に必要な都市機能と公共交通を集約させ、地域の活性化と生活利便性の向上及び経営コストの効率化を図りながら、少ない人口であっても市民生活の満足度を高める、美唄市コンパクトシティ構想を策定しました。この計画を平成26年に新たに国で制度化された立地適正化計画へ移行・策定することにより、居住機能や都市機能の誘導のほか、これまで都市計画に位置づけられなかった医療、福祉、介護、文化などの公共施設の集約化を明確にするなど、本市が今後も持続可能な都市であるよう、そのまちづくりの策定が行われているところと思います。

そこで質問ですが、本市の現況等を踏まえた主要施策の今後のスケジュールについて、どのように進めていくのか、市長のお考えを伺います。

大綱の２点目は、教育行政についてです。

まず１つ目として、小学校コンピュータ教育事業についてであります。新学習指導要領においては、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力と位置づけられ、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において積極的にＩＣＴを活用することが想定されています。こ

のため、文部科学省では教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５カ年計画を策定しました。

本市におきましても、新年度予算の中で、次代を担う人づくりとして、小学校コンピュータ教育事業の整備が行われるところであります。

そこで、１点目ですが、これらのＩＣＴ環境についてどのような整備の仕方を考えているのか。

２点目として、どのような成果を目標とした活用方法を考えているのか、教育長にお伺いをいたします。

２つ目ですが、新学習指導要領における英語指導についてです。文科省が行った全国小学校校長会及び中学校校長会へのアンケートでは、小学校は中学校に比べ、「ＡＬＴいわゆる英語指導教員の数が足りない」と答えている校長が多く、小学校５・６年の英語授業は、2018年度から2020年度で年間35時間から70時間へと倍増となります。

そこで質問ですが、本市における小中学校のＡＬＴの配置についてはどのようになっているのか、その現状について教育長にお伺いいたします。

３つ目ですが、小中一貫教育についてです。義務教育９年間を見通した計画的・継続的な学力・学習意欲の向上や、いわゆる中１ギャップへの対応といった観点から、地域の実情に応じた小中一貫教育の取り組みが全国的に進められています。ただ、デメリットとして、小学校高学年でリーダーシップや自主性が養われなくなる、人間関係が固定化しやすくなるなどが挙げられています。

そこで質問ですが、学校の統廃合も行われ

ている中、本市における小中一貫教育の取り組みについては、具体的にどのようなことが考えられているのか、教育長にお伺いをいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 川上議員の質問にお答えをいたします。

初めに、都市計画行政についてであります。立地適正化計画について、本市の現状などを踏まえた主要施策につきましては、本計画を策定するに当たり、実施いたしました現状などの調査結果では、今後さらなる人口減少や少子高齢化の進行が予想され、また市内の各地域に人口が拡散しているため、まとまりのある市街地が形成されているとは言えない現状であり、特に産業人口と商業販売額の減少に伴い、商業地の地価が大きく下落している結果となっているところであります。

このことから、これからのまちづくりを進めていくためには、市街地の中心部において公共施設の集約化を図るなど、まちの求心力を高める施策が必要であると考えているところであります。

次に、今後のスケジュールにつきましては、本市の主要な公共施設の集約化を基本に、22年間の計画実施期間の前半の10年間で保健福祉総合施設を併設した市立美唄病院の建替えを進めるとともに、旧美唄工業高校跡地には、市内各地に点在している老朽化した公営住宅の集約を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、計画実施期間の後半につきましては、現在の市役所敷地に市役所、市民会館、図書館などを集約・複合化した施設の整備を進め

てまいりたいと考えているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、小学校でのICT環境の整備についてであります。現在、小学校では実物投影機等を使い、教師の教科書等をテレビに映し出すなど、児童が興味を持って学習に取り組む工夫を行っております。平成31年度にはこれまでの実物投影機に加え、すべての市内小学校にiPadと電子黒板を配置するとともに、各教科のうち、各学校で希望する教科にデジタル教科書を導入するなど、2020年度に実施される新学習指導要領を見据えた整備を行うこととしております。

具体的には、iPadについては、児童用として147台、教師用として55台、合計202台を設置するとともに、iPadを充電する保管カートとして児童用6台を配置することとしております。

児童用iPadについては、各学校の全学年の中で児童数が最も多い学年の児童数分を配置し、この配置したiPadを年間の教科時数として組み込まれている教育カリキュラムの中で、全学年の児童が共有して活用することとしております。

また、教師、児童がiPadで調べものができるよう、各教室に無線LANを整備するとともに、グループで話し合った内容をiPadにまとめたものや、デジタル教科書等を投影するため電子黒板を22台設置し、新学習指導要領に示される主体的、対話的で深い学びを実現するツールとして計画的にICT機器を整備し、効果的に授業改善に取り組んでまいりた

いと考えております。

次に、ＩＣＴ機器の効果的な活用についてでございますが、新たな学習指導要領では、ＩＣＴ機器の活用にあたって、教師は機器の操作に習熟するだけではなく、それぞれの機器の特性を理解し指導の効果を高める方法をたえず研究し、ＩＣＴを有効的・効果的に活用することが求められております。

このため、本市におきましては、昨年度より市内各学校の校長、教頭、教員で構成されるＩＣＴ検討委員会において、活用策の検討を重ねております。この中で出された具体例といたしましては、鉄棒、跳び箱、マット運動の体育の授業においては、iPadで友達に自分の様子を動画撮影してもらい、その画像を分析し、運動能力を高めていくこと、理科の授業では、iPadで撮影した動植物等の動画や静止画を教室の電子黒板に映し出し発表し合うことなど、児童が興味を持ちながら集中して授業に取り組むことができるような活用策を教科ごとに研さんしているところでございます。

さらに、今年度はＩＣＴ検討委員会の委員を中心に、ＩＣＴ機器活用の先進校を視察し、タブレットを使っの計算練習や電子黒板とデジタル教科書を使った社会科の授業、タブレットを使った体育の授業等を参観し、実際に授業で活用する場合のポイントを研修したところでございます。

インターネットが急速に普及し、情報が簡単、瞬時に入手できる時代において、義務教育の早い段階から、ＩＣＴ教育を推進することは、新学習指導要領に示される情報活用能力の育成につながるとともに、教科の学習目

標を達成することにも大きく貢献することが期待されることから、教育委員会といたしましては、今後とも各学校が常にＩＣＴによる授業改善を図りながら、社会の変化に対応した教育活動を実践していくよう指導してまいりたいと考えております。

次に、小中学校におけるＡＬＴの配置についてでございますが、５・６年生の外国語活動には現行の学習指導要領に従い、週１単位時間、担任の教師とともに授業を行っているところでございますが、2020年度より実施される小学校新学習指導要領では、これまで英語の授業を行っていなかった３・４年生の外国語活動は、週１単位時間、年間35単位時間となり、これまで外国語活動を年間35単位時間行ってきた５・６年生は英語科として週２単位時間、年間70単位時間を簡単な日常会話ができるまでの英語の授業を行うことになっているところでございます。

このため、現在の３・４年生については、2020年度、急に英語を学ぶような状況にならないよう、移行措置として、今年度から年間15単位時間、総合的な学習の時間を割いて外国語活動の授業を行っているところでございますが、その際、ＡＬＴについては、２週に１単位時間の割合で配置しているところでございます。また、中学校におけるＡＬＴ配置につきましては、平成31年度も２名体制とし、各学級に週２単位時間の授業を考えているところでございます。

次に、小中一貫教育についてでございますが、小中一貫教育は、学校教育法の改正に伴い、平成28年度に制度化され、小学校と中学校の９年間を前期課程と後期課程に分けた体

系的・継続的な教育システムでございます。
設置形態では前期課程となる小学校段階と後期課程となる中学校段階が同じ校舎にある「施設一体型校」と、前期課程と後期課程の校舎が別の場所にある「施設分離型校」に分類されるところであり、空知管内においては沼田町が平成25年度から幼稚園、小学校、中学校の10年間を見通した一貫・連携教育に取り組んでいるところでございます。

小中一貫教育では、既存の小学校や中学校の枠にとらわれず、9年間で系統的・継続的な教育カリキュラムが編成されることにより、9年間という6・3制の義務教育では難しかった長期的な教育が可能になるとともに、6・3制とは異なる学年区分の導入による児童生徒の発達段階に応じた指導、異学年間での生徒交流、教員間の緊密な情報交換や連携の充実、指導方法の共有化により児童生徒への理解が深まり、発達段階に応じたきめ細かな指導が可能となり、児童生徒の一層の学力向上や子どものつまずきの大きな原因の一つである「中1ギャップ」の解消が期待される一方、入学から卒業まで児童生徒の人間関係が固定化・リセットできないなどの課題があるところでございます。

文科省の調査では、平成29年度段階では義務教育学校が国立2校を含め48校、併設型一貫校は253校となっており、この取り組みを進めているほぼすべての市区町村において、成果が認められているところでございます。

現在、本市におきましては、学校統廃合を進めていく中で、よりよい教育環境の整備に努めているところでございますが、私といたしましては、学校統廃合の最終段階で残った

学校に対し、安易に小中一貫教育を取り入れるのではなく、今後の児童生徒数の推移等を考慮するとともに、児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、生きる力をはぐくむことが大切であると考えており、今後どのような段階での一貫校の取り組みが効果的なのか、保護者や地域の方々の意見を聞きながら、慎重に検討してまいりたいと考えています。

●議長小関勝教君 4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員 自席から再度質問をいたします。

大綱1点目の都市計画行政ですが、ただいま市長から、本市の主要な公共施設の整備方針については示されたものの、立地適正化計画の中では、これらの公共施設の複合化や集約化のほかにも、歩いて暮らせるまちづくりを実現するために、医療施設や行政施設などの各種の都市機能を徒歩・自転車で回遊できるような、ゆとりと潤いづくりや市民交流の充実化を図る取り組みを進めるとしています。

これらの取り組みについては、何をどのようなスケジュールで取り組んでいくのかを市長に伺います。

大綱の2点目の教育行政について再度伺います。

1つ目は、ICTの活用方法についてですが、小学校の2018年の学力テストの結果は、全国・全道平均を大きく下回る結果となりましたが、タブレット端末等の導入で、これらの課題を克服し、結果を出すべきと考えますが、このことについてはどのように考えているのか伺います。

また、新学習指導要領における英語指導についてですが、現状についてはわかりました

が、2020年度の新学習指導要領の本格実施がされた場合、英語指導教諭の人数は不足しないのでしょうか。

3つ目の小中一貫教育についてですが、その考え方や取り組みについては理解しましたが、小中高までの一貫教育についても検討すべき時期に来ているのではないかと思います。このことについてはどのようにお考えか、教育長にお伺いをいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、徒歩や自転車で回遊できるような、「ゆとりと潤いづくり」に向けた取り組みについてでございますけれども、市立美唄病院と、旧美唄工業高校跡地を結ぶ市道に歩道を設置するとともに、道路の段差解消などに向けた取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

また、市民交流の充実化を図るため、市街地中心部におきまして、既存の公園に休息施設を設置するなど、ポケットパーク化の取り組みを進めてまいりたいと考えているところでもございます。

これらの取り組みにつきましては、市立美唄病院の建替えと一体的に進められるよう、現在、北海道と協議をしているところでございます。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 川上議員の質問にお答えいたします。

I C T機器を活用した学力向上についてでございますが、文部科学省がI C T教育を実践している先進校に行ったアンケート調査で

は、「児童生徒が楽しく学習することができた」「タブレットやコンピュータを使った授業がわかりやすい」と、約8割の児童生徒が授業について肯定的な評価をしております。

また、教師はI C Tを活用した授業が、児童生徒の意欲を高めること、思考や理解を高めること、思考を深めたり広げたりすることができること、表現や技能を高めることに効果的であると、約8割以上の教師が評価しており、さらに、電子黒板、タブレット端末につきましては、95%以上の教師が使いやすいと評価しており、特に小学校におきましては、約8割がほぼ毎日使用しているという結果が出ています。

このことから、教育委員会といたしましては、I C T活用に当たっては、どのような場面で、どのような機器を、どのように活用すれば、児童の思考と理解が深まるか等、常に教師がI C Tを意識した授業改善に努め、学力向上につなげるよう、各学校に指導してまいりたいと考えております。

次に、新学習指導要領の本格実施に伴うA L Tの人数不足についてでございますが、移行期間となる来年度につきましては、今年度同様、5・6年生の学級に週1単位時間、3・4年生の学級に2週に1単位時間の割合で配置しますが、2020年度の新学習指導要領の実施の際には、5・6年生の学級に週2単位時間、3・4年生の学級に週1単位時間を配置いたします。

また、中学校の英語につきましても、すべての時間に配置する計画でございますが、A L Tの学校間の移動時間等を考慮しますと、現在のA L T 2名体制では、年間必要時数に

対して770単位時間の不足が生じるものと考えております。

このため、教育委員会といたしましては、2020年度の新学習指導要領の本格実施の際には、ALTを3名体制で実施できるよう関係部局と協議してまいりたいと考えております。

次に、小中高一貫教育・小中高一貫校についてでございますが、東京都教育委員会がグローバル人材の育成を図ることを目的として、2022年度に、都立の中高一貫校に新たに小学校段階の6年を加え、12年一貫の教育を公立学校の新たな教育モデルとして行うこととしておりますが、小中高一貫教育・一貫校は制度化された取り組みでないことから、全国的にはこの取り組みは、私立学校を中心に多く進められているところでございます。

ただし、この12年一貫教育はいくつかのメリットが期待される一方、人間関係の固定化、学力差の拡大、中だるみ等が生じることも指摘されており、教育委員会といたしましては、どのように早期から目的意識を持たせ、それを伸ばす教育ができるのか、また進路変更の対応などを含め、東京都の対応などを参考に、調査研究してまいりたいと考えています。

●議長小関勝教君 次に移ります。

8番、吉岡文子議員。

●8番吉岡文子議員（登壇） 2019年第1回定例会にあたり、大綱2点について市長及び教育長に質問をいたします。

質問に入ります前に、本日3月11日で東日本大震災から8年が経過しました。改めて犠牲となられた方々に追悼の意を表すとともに、いまだに避難所生活、また仮設などで生活されている皆さんをはじめ、関係者の皆様にお

見舞いを申し上げたいと思っております。

大綱の1点目は、市政執行方針についての質問です。

高橋市長は市政執行方針で、行財政改革について、重点施策への選択と集中を図りながら、スリムで持続可能な自治体運営に向けて取り組むほか、多種多様な行政サービスを提供し市民満足度を高める施策や事業展開をするとありますが、具体的にどのようなサービスや施策、事業の展開を考えているのかお伺いをいたします。

また、行財政運営において市民サービスの一層の向上を図るため、民間事業者へ事務の一部を委託する包括アウトソーシングの導入を検討するなど、効率的かつ効果的な体制の構築を目指すと思いますが、具体的に事務のどの部分を委託しようとしているのかについてお伺いをいたします。

市政執行方針の2点目は、子育て支援についてお伺いをいたします。

執行方針の中で、次年度小学生までの医療費の無償化とありますが、1つには無償化の基本的考え方についてお伺いをいたします。

また以前、国から窓口負担なしの直接支援ではなくて、一たん支払いを済ませて、領収書を提出して支払い分が戻される償還払い方式がとられていたことがありましたが、現在どのようなになっているのかについてお伺いをいたします。

また、子ども医療費無償化の道内・空知管内での状況についてどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

執行方針の中では、子育て支援のニーズ調査を平成30年に取り組んだとありますが、私

は以前の質問で、本市の子どもの貧困状況について調査する必要性を訴え、ニーズ調査の際に、北海道や札幌市の調査を参考にしながら取り組んでいくとなっていたはずですが、この点についてはどのようなになっているのかお伺いをいたします。

市政執行方針の3点目は、ごみ処理についてです。

ごみの減量化と言及されておりますが、新たに回収するごみの種類が増えるということなのか、現在より一層の減量をする意義などについてお伺いいたします。

大綱の2点目は、教育行政執行方針について教育長に質問いたします。

その1つは、まず学校給食について質問いたします。私は消費税増税の際にこの点について質問していましたが、その際には、給食費の引き上げをせずに、現行のまま現場のさまざまな知恵と工夫を駆使していくとのご答弁だったと記憶しています。

しかし、その後、本年秋に予定されている消費増税で食材や調味料が既に値上げがされているものも多く見受けられます。

改めて本市の給食費の現状と今後の考え方についてお伺いいたします。

学校給食の2点目は、学校給食実施基準についてお伺いをいたします。報道によれば、昨年、仙台市において学校給食実施基準が満たされていないとの報道がありました。市民の方からの問い合わせもあります。

改めて本市の学校給食実施基準については、どうなっているのかお伺いをいたします。

教育行政執行方針の2点目の質問は、防煙教育についてです。

これらは教育行政執行方針の5点目、健やかな体の育成というところにあります。防煙という文字ですが、普通は防ぐ煙ですけれども、これは防ぐ煙となっています。私としては、初めて見るような言葉ですけれども、改めて、どのような教育を行っているのかについてお伺いをいたします。

教育行政執行方針の3点目は、就学援助についてお伺いをいたします。

日本共産党議員団は、以前から就学援助が国の制度として、保護者の経済状態で児童生徒の教育環境が低下することはあってはならないという立場で、就学援助の充実について質問を重ねてきました。

残念ながら、小泉内閣の三位一体の改革で地方交付税が大きく削減され、本市の就学援助の基準が引き上げられて、厳しい環境のもと、子育てする世帯の切り捨てが行われました。

そのような中でも修学旅行費の前倒しや入学準備金の前倒しを実現してきました。

一方で、国においては追加3項目として、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を就学援助に含めました。これらについては、近隣自治体での支給が進んでいると認識しておりますが、改めて、実施済みの自治体の状況の把握はどうなっているのか、本市での追加3項目の支給はどのような段階になっているのかについてお伺いをいたします。

教育行政執行方針の4点目は、図書館についてお伺いをいたします。

指定管理制度となって約1年が経過しようとしています。私は図書館通いを続けており、美唄に住み始めて以来、37年間通い続けてお

ります。リクエストすれば、美唄図書館にはない書籍を道立図書館や近隣の図書館からでも借りることができていたはずですが、このたびの教育行政執行方針の中に、子どもの読書活動について、「道立図書館との連携などにより」の文言があり、一体どのようなことを指すのか疑問に思っております。この点について教育長にお伺いをいたします。

また、蔵書の充実を図ること、指定管理者の創意工夫による宅配サービスやインターネット予約などとありますが、これらについての詳細についてお伺いをいたします。

教育行政執行方針の5点目は、学校図書室についてです。

教育行政執行方針の3点目として、小中学校の適正配置という項目にあります。かなりのスピードで市内の学校が統合されていることは間違いありません。

そこで伺いたいのは、統合後の学校図書室のあり方です。統合先の学校に吸収されることになるとは考えられますが、改めて教育長のお考えをお伺いします。

また、統合が落ちつけば、小学校2校、中学校2校となることは明白ですが、そこで、学校図書のデータベース化についてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員のご質問にお答えいたします。

初めに、市政執行方針について、行財政改革についてであります。市民満足度を高める施策や事業の具体的な事業展開につきましては、主なものを申し上げますと、公共交通の施策では、本年4月から市民バスの一部路

線変更を行い、市民の皆様の利便性を高め、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

子育て支援の施策では、不妊治療費の一部を助成し、継続するとともに、新たに医療費の無償化を小学生まで拡充し、子育て環境の充実を図ってまいります。

また、認定こども園に冷房設備を設置するとともに、進徳保育所の園舎床などの改修を行い、保育環境の充実を図ってまいります。

都市基盤整備の施策では、市道の中央団地線の改良舗装や、拓北・峰樺西7号線の舗装整備のほか、新たに東雲線の整備に取り組んでまいります。

また、道路・歩道の除排雪を行い、安全・安心な冬の暮らしの確保に努めてまいります。

景観・緑づくりの施策では、ゆたか公園や旭公園の老朽化した遊具の更新を行い、利用者の安全と快適な空間づくりに取り組んでまいります。

保健の施策では、がんの早期発見、早期治療につながる各種がん検診の周知・啓発及び感染症予防のための各種予防接種を実施し、疾病予防に努めてまいります。

高齢者福祉の施策では、貯筋体操などの介護予防事業をはじめ、認知症カフェや認知症サポーター養成講座などの認知症施策を継続するとともに、地域の支えあい体制を強化するための地域懇談会の継続と生活便利帳を利便性の高いものに更新し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる取り組みを行ってまいります。

これらの事業を有効かつ効果的に展開し、市民の皆様の満足度の高いまちづくりに取り

組んでまいります。

次に、民間事業者への包括アウトソーシングにつきましては、これまで、全庁的な体制で多様化する社会や価値観の変化によるさまざまな行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、行財政運営の効率化に向けた方策を検討するため、私を本部長とした美唄市行財政改革推進本部において、業務の委託化に関し、検証を行いながら、指定管理者制度の導入をはじめ、広報紙メロディーの作成や、浄水場の管理運営など、さまざまな業務の委託化を進めているところであります。

今後におきましても、持続可能な行財政運営を確立していくためには、行財政改革の取り組みを加速させていくことが重要であると考えていることから、これまで取り組んでおりました業務の委託化のほか、新たな取り組み項目として、庁舎窓口業務や事務支援業務、施設維持管理業務など、実施可能な業務の一部を民間業者へ包括的に委託する「包括アウトソーシング」の導入について、市民のサービスの低下を招くことのないよう、慎重に調査検討を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、子育て支援について、医療費の無償化についてであります。本市では、平成26年4月から、北海道の医療費助成制度を拡大する形で、所得制限を設けず、全ての未就学児の医療費にかかる自己負担の全額助成を行っているところであります。

また、これまで市議会でもさらなる拡大について議論があったところでありますが、制度の拡充につきましては、子育て支援の充実や移住・定住政策の促進にもつながる大変重

要な施策と考えて、このたび、さらなる子育て世代の支援策として、小学校6年生までの医療費の自己負担を全額助成するもので、平成31年度予算では扶助費が7カ月分で911万8,000円を計上し、平成32年度は12カ月分で1,800万円を見込んでいます。

また道内の医療機関に受診した場合の支払いにつきましては、北海道医療給付事業に基づき、道内の市町村長から委託を受けた北海道知事と北海道医師会などとの間で協定を結んでいることから、医療機関の窓口払いはないところであります。

次に、道内市町村の助成内容の拡大につきましては、小学生までが約2割、高校生までが約4割を占めている状況にあるほか、空知管内の市におきましては、現在、道基準のみの助成を行っている市が1市、本市と同じ未就学児までの助成を行っている市が2市、中学生までの助成を行っている市が4市、18歳の年度末まで助成を行っている市が2市となっているところであります。

また、突出した拡大内容となっております事例といたしましては、南富良野町が人口減抑制策として22歳までの全額助成を実施しており、全国的にも最も高い年齢を設定していることは承知しているところであります。

子どもの貧困の状況把握につきましては、未就学児童から小学校4年生までのお子さんのいる家庭1,100世帯を対象に、平成31年1月25日から2月13日までの期間で、第2期美唄市子ども子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査アンケートの中で質問項目を設定し、実施したところであります。

なお、質問内容といたしましては、日ごろ

の生活の実態や子育てに関する考え方、支援に関する制度の利用についてお聞きしているところでありましたが、このニーズ調査のアンケートの結果につきましては、帳票を整理したうえで、平成31年度において集計・分析を行うこととしているところであります。

次に、ごみ処理についてであります。さらなるごみの減量につきましては、ごみの分別区分の新設は予定をしていないところであります。

次に、現在の分別に関する問題点につきましては、燃やせないごみや資源ごみの中に他のごみが混在するなど、汚れた状態で資源ごみが排出されることがあることから、リサイクルセンターなどにおきまして、職員による手選別の作業が煩雑になっていることが問題となっているところであります。

今後におきましても、広報紙メロディー、市のホームページによる啓発や出前講座、エコセミナーにおいて、ごみの適正分別について周知を図っていくことにより、ごみの再資源化を進め、さらなるごみの減量化に努めてまいりたいと考えているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、給食費の現状についてでございますが、1食当たりの単価は小学校が260円、中学校は308円となっており、平成21年6月の改定以来、10年間据え置いてきております。その間、献立を工夫しながら、安全かつより安い食材を選んだり、使用する食材を変更するなどにより、食材費の抑制に努めてまいりましたが、食材価格の毎年の値上がりにより、

運営が大変厳しい状況となっていたところでございます。

このことから、教育委員会といたしましては、手作りを基本とする安心で安全な学校給食を今後も継続するためには、平成31年4月からの給食費の値上げが必要であるとの判断に至り、本年1月給食費等を審議・決定する美唄市学校給食運営協議会に対しまして、給食費の改定について考え方を説明し、ご理解いただいたうえで、5つの小学校区ごとに地域の小中学校を会場とし、2月に説明会を開催したところでございます。

説明会で給食費の値上げが必要な理由について説明し、出席者からご理解をいただいたことから、3月6日、学校給食運営協議会を開催し、給食費を本年4月から小学校は279円、中学校は332円に改定したところでございます。

なお、平成31年10月には、消費税率が10%へ改定されるところでございますが、酒類を除く飲食料品につきましては、軽減税率制度が適用され、学校給食についても消費税率は8%のままで据え置かれることとなっておりますので、10月の消費税率改定の際には、給食費の再度の値上げを行わないこととしております。

次に、学校給食費実施基準についてでございますが、学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、文部科学省の定める学校給食実施基準において「児童または生徒一人1回あたりの学校給食摂取基準」として定められており、この中で、栄養量のほか、たんぱく質、ビタミン類、食物繊維など10項目の栄養素の必要量が示されているところでございます。

本市における栄養量の摂取基準につきましては、小学校は平成29年度では国の基準値に対しまして、平均充足率は99.4%、平成30年度は2月末現在で、平均充足率は97.1%となっております。

中学校は、平成29年度では国の基準値に対して、平均充足率は93.3%、平成30年度は2月末現在で、平均充足率は92.2%となっております。

本市における摂取基準の状況につきましては、年2回行われる保健所の立入指導の中では、栄養量の摂取量の不足について、特に指摘はないものの、鉄分や食物繊維が不足していることについて、基準値に近づけるよう保健所から助言をいただいております。

今後におきましては、4月からの給食費の改定も踏まえ、献立作成や食材選定の工夫の中で、摂取基準に示されている栄養量及び栄養素の基準値を満たすよう取り組んでまいります。

次に、防煙教育についてでございますが、本市では、平成25年度より美唄市医師会との協働事業として、児童生徒を対象とした防煙教室を行い、この中で、未成年が喫煙することによる自らの体への悪影響や、家族が喫煙した煙を吸う副流煙を吸うことによる健康被害について、具体的な病気や症状を示すとともに、児童生徒が喫煙者にならないよう、また、たばこの害から身を守る術を身につけるよう学習しているところであり、これまでほぼすべての学校で防煙教室を実施しているところでございます。

また、平成28年度からは、公共施設以外も対象とした全国の市町村で初めての「受動喫

煙防止条例」を施行したことから、児童が市内企業に出向き、喫煙や分煙の状況について聞き取り調査を行い発表し合うなど、防煙教育の充実が図られているところであり、教育委員会といたしましては、今後も市長部局と連携し、児童生徒の健康を守る活動を継続してまいりたいと考えております。

次に、就学援助制度に係る追加3項目についてでございますが、就学援助は、経済的に厳しい世帯に対する支援として重要な役割を担っていることから、本年度より新入学児童生徒の学用品費等の入学前支給を行うこととしたところでございます。

P T A会費、生徒会費、クラブ活動費など就学支援に係る3項目につきましては、30年度では道内35市のうち3項目すべてを支援している市が18市、2項目が6市、1項目が2市となっており、支援していない市は本市を含め9市となっております。

本市においては、先月開催された総合教育会議においても、この就学援助の追加3項目については必要との意見をいただいておりますことから、今後とも予算化に向け、市長部局と協議してまいりたいと考えております。

次に、図書館についてでございますが、幼児期から本に親しむ機会の提供について、これまでブックスタート事業や本の読み聞かせなどの事業を実施しております。

今後につきましては、道立図書館が推奨しているビブリオバトルの手法、いわゆる輪読会・読書会において、発表者が読んでおもしろいと思った本を持ち寄り、決められた時間内で本を紹介し、参加者全員で発表に関するディスカッションを行い、すべての発表が終

了した時点でおもしろいと思った本に投票するといったゲーム感覚のルールを用いて、本に触れる機会を増やす手法について、道立図書館の司書の助言をいただき進めることを含め、事業化に向けて指定管理者とさまざまな方策を協議してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度移行後の蔵書の状況につきましては、平成29年度の図書購入費の決算額は約300万円でありましたが、指定管理者に移行した今年度は550万円に増額され、平成30年度末の図書購入費の見込み額では600万円程度となっており、平成29年度と比べますと約倍増となる見込みであります。

なお、図書購入費においては、平成31年度においても550万円を維持するよう指定管理委託費に予算計上しており、今後とも、蔵書の充実が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、指定管理者の新たなサービスの実施状況についてでございますが、貸し出し中の本の予約ができるインターネット予約と、来館が困難な利用者のための宅配サービスを実施しており、実施状況については、インターネット予約は、平成30年10月から利用開始し、1月末現在で登録者数14件、27冊の予約実績があったほか、宅配サービスにつきましては、平成30年11月から利用開始し1月末現在で登録者数6件、配達件数延べ30件、貸出冊数122冊の実績となっております。

教育委員会といたしましては、今後におきましても指定管理者と連携を図りながら、各事業の充実を通じ、利用しやすい図書館づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、学校統合後の蔵書の取り扱いについ

てでございますが、学校図書には古い図書が含まれていたり、統合校となる学校に既に存在する図書もあることから、司書教諭を中心として、統合校となる学校にどのような図書が必要なのかを見極めたうえで、図書の移設を行うこととしております。

次に、各学校図書館のデータベース化についてでございますが、データベース化に当たっては、学校司書を配置した上で、民間企業にアウトソーシングすることが効率的と考えておりますが、現在、学校司書は配置されていないところでございます。

教育委員会といたしましては、児童生徒が興味のある読みたい本を検索しやすくするとともに、市立図書館との連携や学校間による相互の図書の貸し借りなど、必要な事業と考えていることから、学校司書の配置を含め、事業化に向けて、今後とも市長部局と協議してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 8番、吉岡文子議員。

●8番吉岡文子議員 自席から何点かについて再質問させていただきます。

まず、行財政改革についてですけれども、具体的なサービス施策事業については、市長からの丁寧なご答弁でわかりました。しかしながら、素直にこの市政執行方針を読みますと、重点施策への選択と集中を図りながら、スリムで持続可能な自治体運営に取り組むほか、多種多様な行政サービスを提供し、市民満足度を高める施策や事業を展開するとあります。私はこれ読んでいて、非常に自己矛盾に陥ったような感じを受けました。普通にとらえれば、多種多様な行政サービスや市民満足度を高める施策や事業を展開するには、そ

れなりの人員や財源の確保が必須ではないかと思いますが、市長はその点については、矛盾とはとらえておられないのかについて改めて伺いをいたします。

それから、民間業者への包括アウトソーシングという点についてですが、アウトソーシング、いわゆる外部委託ということですが、自治体の存在を揺るがす問題を含んでいるのではないかと私は考えております。非常に広範囲にわたる課題で、何回いろいろな情報を把握しようとしても、非常にこの点については、難しいところがあるのです。

例えば、いまほどのようなお話でも、窓口業務について民間委託を行ったりすることが想定されておりますが、またそして実際に取り組んでいる自治体もあらわれていると認識していますが、本質的には、自治体が民間業者に適切な行政を行うために集められている市民のプライベートな情報を、市民の了解なく漏らしたり、市民の権利や暮らしにかかわる判断に関与させていいはずはないと思うのです。

自治体の業務は、首長をはじめとする公務員が市民全体の奉仕者という立場で、中立、公平、適正に直接市民に接して行うことが求められておりますし、公務員の労働条件は、こうした役割を十分に発揮するため、安定的で身分の保障をされたものであることが必要です。

こうした点から考えてみれば、市政執行方針に示された包括アウトソーシングの考え方は、検討する職員の皆さんの首をみずから縛ることになりかねないものであり、慎重にも慎重に議論を重ねていただきたいと考えております。早急な結論実施は避けていただきた

いと思うのですが、この点についてお考えをお伺いいたします。

子育て支援についてですが、このたびの子ども医療費無償化の拡大は、支援が大きく広がるという点において、子育て支援、若者の定住にもつながる施策として大いに評価したいところですが、市長のご答弁にもありましたように、道内35市の中では、時流的には、小学校卒業、高校卒業までと広がりを見せております。

また、ご答弁の中では35市しかありませんでしたが、南空知の町の中には、既に高校卒業までの医療費の無償化を実現している町があります。

以前にも伺ったことがあります。仮に、今回小学校まで拡大した子ども医療費無償化の施策について、中学校卒業まで拡大するとすると、どれくらいの負担になるのか、試算されていればお示し願いたいですし、改めて中学校卒業までの拡大の考え方については、どのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

子育て支援ニーズ調査については、私は早い時期での貧困状況の把握をと思うあまり、今回の質問をしてみたわけですがけれども、今年度は調査だけで、来年度予算で分析となっているとのことで、来年度早い時期での公表を期待しております。

次に、ごみの減量の件ですが、新たに収集品目を設定するのではなくて、現在の分類の徹底、再資源化ということでありました。堆肥化と、いわぴかでの焼却の開始で、変化した収集についていけない事が私の身の回りにもたびたびあります。やはりしっかりとした

市民説明、周知が必要だと考えておりますので、丁寧な説明を重ねることを原課の皆さんにはまたお願いしたいと考えます。

同時に、従来から雑紙や化粧箱などについて、焼却してしまえば、いわびか行きとなって灰となってその処分も最終処分場に持ち込まれることになります。改めてお伺いしますけれども、雑紙や化粧箱など、現在窓口で行っている古着の回収と同様な形での回収ができないものなのか、その点についてお伺いをいたします。

以前お伺いした時に、拠点をつくって雑紙や化粧箱の回収はどうだろうかという話をしました時に、何を持ち込まれるかわからないという点もありましたので、窓口で直接、係の人にお渡しするということであれば、違法というか必要とされないものを持ち込むことはないのではないかと思いますけれども、改めてお伺いをいたします。

教育行政執行方針についての再質問ですけれども、学校給食について、給食費の値上げは私もそろそろかと思っておりまして、小学校では19円、中学校では26円、あのときに上げていれば、また考え方は変わったのかもしれないけれども、今回の値上げはやむを得ないといえはやむを得ないのかと思っております。

しかしながら、学校給食実施基準については、行政がやることはきちんとしているのだと勝手に思い込んでいたものですから、驚いているのと同時に、育ち盛りの小中学生の栄養を全面的に満たすことの重要さと、限られた財源での展開にご苦労されていることがわかります。カロリーを満たすことだけを考え

れば、毎食揚げ物等をすればいいんでしょうけれども、食育の観点から言えば、和食なども取り入れなければなりませんし、非常に難しいものがあると思います。普段家庭で、家族の健康を考えているのとは、数量的にも責任といった点からも格段の違いがあると考えます。保健所からの指導はないということでしたが、私もこの点について質問するに当たり、いろいろなところを見てみましたけれども、先ほどありました鉄分ですとか食物繊維等が不足している点については、指摘されていたという事実があるということです。今回のこの値上げによって、例えば、機能性食品のようなもので鉄分や食物繊維など、十分に摂取できるようになって、この学校給食実施基準が満たされていくことを望んでおりますけれども、この点については、教育長はどのようにお考えなのかをお伺いをいたします。

それから、防煙教育についてですけれども、改めて受動喫煙防止条例の際も、それから今現在もこうやって美唄医師会の先生方が、美唄の子どもたちのために、力を貸していただいていることには感謝申し上げたいと思うのですけれども、日本共産党の南空知議員団では、年に1回、空知総合振興局並びに道庁でいろいろな分野について、交渉を行っているのですけれども、その際に栗山町の町議の方から、子どもの受動喫煙防止の中で、尿の中にニコチンが含まれていて、その濃度を測定するために、コチニンという成分なのだそうのですけれども、その検査を道の事業としてやってほしいということをずっと取り上げて交渉しております。

この防煙教育の中で、埼玉県熊谷市という日本一暑いことで有名で、約20万人の住んでいるところなのですけれども、2010年から小学校4年生の尿の中のニコチン濃度、コチニンというものの検査を続けているということで、この中で高い数値の児童の家庭には、小児科の受診を促しているということです。これによって、公費でやっているわけですが、保護者の受動喫煙防止の姿勢が生まれてきていて、市内で禁煙にもつながっているという報告があります。

本市は、日本で一番早く受動喫煙防止条例を制定した市でもありますし、児童がどれだけ副流煙等にさらされているのかがコチニン検査をすればわかるということなので、値段的にはちょっとインターネットで見た中では、おいくらかはわかりませんでしたけれども、それほど高いものではなかったと思いますので、受動喫煙防止条例を制定した後の効果を測定する意味でも、教育委員会だけで難しいのであれば、市長部局とご相談のうえ、ぜひともコチニン検査というものをやっていただきたいと思うのですけれども、これについての教育長のお考えをお伺いいたします。

それから就学援助ですけれども、ご答弁の中では、さらっと流されましたけれども、やはりこれは憲法に基づいて、教育を受ける権利を損なわないようにするための措置・制度だと私は認識しております。先程は市の部分でしたけれども、これも町の部分を見ますと、南空知でも多くの町で、この追加3項目が実現しております。交付税算入はしているという文科省の話ではありますけれども、なかなかその点について、色がついていないの

で、回ってこないのではないかと思います。どこの地域に住んでいる子どもたちであっても、やはり同じ教育条件、教育環境のもとで育つことが必要だと私は考えておりまして、以前からこの追加3項目についての実施をずっとお願いしてきているわけなのですけれども、今年度も次年度も残念ながら今までの援助の継続であって、追加3項目は展開されないということになっています。追加3項目を実施した場合の扶助費についてですけれども、どれぐらいになるのか、試算されているのであれば、お伺いしたいと思いますし、早期の実施が求められていると思うのですけれども、改めて教育長のお考えをお伺いします。

それから、図書館について、今ほどの答弁では、図書購入費の増額がされると倍増だということでしたけれども、紙媒体にとらわれることなく、それ以外の購入がこれから可能になってくるのではないかと思います。目の不自由な方ばかりでなく、今後、高齢化社会が進むにつれて、ある程度の大きな文字の図書もありますけれども、目が疲れて本が読めないという方も実際に私の周りにもおられます。こういった市民へのサービスの充実として、紙以外の媒体での、例えば、CDですとか朗読されているもの等を収集するということも考えられるのではないかと思います。こういったサービスの充実はどうか、お伺いします。

また、先程の宅配サービスの件では、約30件、宅配サービスを行ってきたとありますけれども、この点について、以前、高齢者の見守りという中で、栄養剤の宅配によって見守りをするということが、美唄市でも行われて

おりましたけれども、今現在はやられておりません。郵便局の方による、配達による見守り等もありますけれども、今後、高齢化社会がより進展していく中で、やはりせっかく指定管理者がやっている高いサービスというものは、安否確認の一環として取り組まれることが必要ではないかと思うのですけれども、この点について伺いをいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、行財政改革の件でございますけれども、市民満足度と行政のスリム化についての矛盾ということでございますが、多様化するサービスへの対応が求められている中、市民ニーズを迅速かつ的確に反映しうる行政体制の構築というものは、早急に求められていると認識しております。

そのため、限られた人材の中ではありますが、実践的に人材の育成に努めるとともに、財政基盤の構築を目指し、行財政改革の取り組みを加速していくことが重要であると認識をしているところでございます。

次に、包括アウトソーシングの実施にあたりましては、厳しい時代の変化にしっかりと対応し、市民サービスの低下を招くことのないよう、議員ご指摘のとおり、慎重に調査検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、医療費の無償化についてでございますが、仮に本市におきまして、中学生まで医療費を無償化した場合の増加する助成額につきましては、約1,100万円程度の扶助費が見込まれるところであります。

このため、今後の対象の拡大につきましては、本市の財政状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、雑紙の分別収集についてでございますが、雑紙の分別は、ごみの減量化や再資源化を推進していくためには、大変重要なことと認識しておりますが、平成28年度に開催をいたしました廃棄物減量等推進審議会における意見を踏まえ、拠点回収の実施に向けましては、雑紙の引き受け手や一時保管場所の管理など、さまざまな課題がありますことから、今後におきましても、その課題解決に向けて、検討していかなくてはならないと考えているところでございます。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、学校給食についてでございますが、これにつきまして、平成26年の消費税改正のときに本来上げるべきだったと思いますが、学校給食は10年間据え置いた結果として、栄養量、栄養素の10項目が国の基準を満たすことができなかったことについては、大変申し訳ないと思っているところでございます。

また、昨年の8月には、栄養素については今までの9項目からマグネシウム1項目が加わりまして、10項目になりました。これにつきましても、市では国の基準を満たしておりませんので、私としましては、今回の給食費の改正に伴いまして、栄養量も含めまして、栄養素10項目については、国の基準を満たすよう栄養士に指導してまいりたいと考えております。

熊谷市で実施している防煙教育の尿検査に

ついてでございますが、埼玉県の熊谷市では、路上喫煙マナー条例を制定しておりまして、この条例の効果を検証するために、小学校4年生を対象に、尿検査でニコチン測定検査を約10年間かけて実施しております。その結果、ニコチンの代謝物質が、尿中に高濃度含まれる子どもの割合が10年間で大幅に減少し、この検診を長期に行うことによりまして、保護者の受動喫煙に対する意識が高まったことは、私も報道で承知しているところでございます。

本市といたしましては、平成27年度に受動喫煙防止条例が制定されたところでございますが、この条例の効果測定については、これまでも行っていないことから、教育委員会といたしましては、市長部局と連携しまして、この熊谷市の調査を含めまして、防煙に取り組み、他の自治体の例も参考としながら、調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして、就学支援3項目についてでございますが、平成31年度の就学援助認定者の予定数による試算で申し上げますと、小学校では45万6,940円、中学校では364万440円、合計で409万7,380円となっております。

いずれにいたしましても生徒会費、PTA会費、クラブ活動費の就学援助につきましては、他市の状況からしましても、美唄市は大変遅れており、これは、経済的にも支援を要する世帯には必要であると私も認識していますことから、今後とも、予算化に向けて市長部局と協議してまいりたいと考えております。

続きまして、図書館についてでございますが、紙媒体以外の蔵書につきましては、まず紙媒体以外の蔵書では、平成30年2月末現在で、CDやカセットテープなど、朗読の音源

は約260作品ございます。

今後につきましても、視覚障がいの方々にさらに楽しんでいただけますよう、指定管理者と協議して拡充に努めてまいりたいと考えております。

また、本の宅配サービスにつきましては、個人や施設入所者から利用登録があり、その方々からの本の予約が寄せられると、配送日の前日に利用者へ電話連絡をし、本人と顔を合わせながら、本の受け取りや貸し出しを行っているところでございます。この本の宅配サービスにつきましては、利用者の安否確認にもつながりますことから、今後このサービスの充実に向けまして、市長部局とも十分連携し、指定管理者と協議してまいりたいと考えています。

●議長小関勝教君 8番、吉岡文子議員。

●8番吉岡文子議員 子育て支援の医療費の無償化についてですけれども、ぜひとも中学校まで広げることを早期に実現していただきたいと考えております。

金曜日の同僚議員の質問の中にもあった、人口減少にどう対応するのかという点では、若者の定着が必要だということだったのではないかと思います。若者の美唄離れが他の年代に比べて激しいということであれば、やはり若い人にどのように美唄に定着してもらうのか、この点において、子ども医療費の無償化というのは非常に大きなものではないかと考えます。以前、一緒に議員をやっていた方からも、子どものこの点については非常に遅れていると、周辺部といいますか美唄だと、例えば、北だったら奈井江、南だったら岩見沢と近いわけですから、奈井江の子育て

支援策の充実により、美唄に住まないで奈井江に住んでいる人もいて、美唄に通っている人もいるという話も実際に聞いております。外からの移住・定住も必要ですけれども、やはり美唄で子育てをしていただく方、若い世代の方になると思うのですけれども、この方々への支援なしには、やはり定着、それから人口増は図れないのではないかと考えておりますので、改めて、今回小学生までの医療費の無償化が実現しましたけれども、早期の中学校卒業までの医療費の無償化というのでも人口減に対応するためにも必要ではないかと考えておりますので、この点について、改めて、市長にお考えを伺いたいと思います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員のご質問にお答えします。

医療費無償化、中学生までの拡充ということでございますけれども、議員ご指摘のとおり、移住・定住におきましても、子育て支援におきましても、大変重要な事業だと認識してございます。

このため、この対象の拡大につきましては、本市の財政状況も踏まえながら、しっかり検討してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

3番、松山教宗議員。

●3番松山教宗議員（登壇） 平成31年第1回定例会において、大綱4点について市長並びに教育長に伺います。

大綱1点目は、市政執行方針についてです。SDGs（Sustainable Development Goals）の推進についてであります。

市長は平成31年度の市政執行方針演説にお

いて、2015年の9月の国連サミットでの『「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現』のため、2030年を年限とする持続可能な17の開発目標SDGsに関する考え方を述べられました。

我が国におけるこれまでの具体的な取り組みとしては、2016年5月に第1回持続可能な開発目標推進本部会合を開催し、その後、12月の第2回の会合で実施指針が策定され、17年12月には実施指針の具体化、拡大された政府の取り組みを盛り込んだアクションプラン2018策定や達成に向け、すぐれた取り組みを行う企業や団体等を表彰する第1回ジャパンSDGsアワードが実施されました。そして、昨年6月には、拡大版アクションプラン2018、12月には2019年における取り組みを具体化、拡大化されたアクションプラン2019が策定されました。

また、道においても、昨年12月に北海道SDGs推進ビジョンが策定され、国や道においてSDGsの具体的な取り組みが広がっていく中で、これまで道内の自治体においては、北海道では地域に所得と雇用を生み出す攻めの農林水産業の確立や安心な子育て環境、医療、福祉基盤の整備が、札幌市では高性能なオフィス環境を備えたビルへの建替えの促進や、歩いて回遊しやすいリバブルなまちづくりが、ニセコ町では環境配慮型住宅群建設やヒートショックの予防とエネルギーコストの削減が、下川町ではICTやIoTを活用した伐採造林から加工流通林業のシームレス産業化や森林バイオマスを中心とした再生可能エネルギーの利用拡大などの取り組みが、SDGs未来都市としてそれぞれ選定されたと

伺っており、今後、本市においても世界共通の課題として、SDGsの達成に向けて取り組んでいくことが重要であると考えますが、市長のお考えを伺います。

大綱2点目は、保健福祉行政についてであります。

1つに、認知症施策推進事業についてであります。高齢化社会へと進み、本市の高齢化率も41%を超えております。

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、高齢化率の上昇、その対策、対応が必要とされており、その1つとして、認知症に対する介護予防など、推進施策があります。

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のより良い環境で、自分らしく暮らしを続けることができる社会を実現することを目的に、国が策定したのが新おれんじプラン認知症施策推進総合戦略です。これは認知症の方が2025年には約700万人と推計され、その環境整備が重要なポイントとなる高齢化社会に優しい地域づくりに向け、認知症という病気に対する啓蒙も含め、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的にケアするための戦略として7つの柱が建てられ、その中、初期集中支援チームや地域の医療や介護を連携させる認知症地域支援推進員や認知症カフェ、見守り体制の整備が大きな取り組みとして進められております。

その中、本市のみならず、近隣自治体においても、高齢者が行方不明になり捜索が行われるなどの問題が現実としてあります。多くを想定した上で、地域ぐるみの取り組み体制の構築が必要不可欠であると思います。

本市においてもこれらの施策に対する取り

組みが進められ、今後の高齢化社会を見据え、対応すべく、さまざまな高齢者福祉を推進していることは理解しておりますが、現在、本市が行っている認知症施策について伺います。

1つに、平成29年より先進的な取り組みとして、見守り声かけ模擬訓練を行っていると思います。目的・取り組み内容については以前にも伺っており、取り組まれて2年が経ちますが、現時点での成果と課題について検証されていると思いますので伺います。

2つに、おれんじカフェについてであります。平成27年度に開設し、31年度では5年目に入ると思います。この目的、内容、取り組みについても同じく伺っておりますが、これまでの成果と課題について、あわせて市長にお伺いします。

次に、受動喫煙防止条例についてであります。全国的に先進的な条例として平成27年7月1日より施行された受動喫煙防止条例であります。市民の健康づくりをより一層推進することができるよう、受動喫煙を防止するための措置等を定め、市民の健康で快適な生活を維持すること、図ることを目的として制定されました。

本年7月には4年目を迎えますが、これら受動喫煙防止という取り組みが健康に対するものと理解され、先進事例として条例制定を考える全国の自治体から注目を受け、広がりを見せています。

受動喫煙は国際社会では先進的に進められ、国では、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、昨年7月に、公共の場での屋外禁煙を初めて罰則つきで義務づけた健康増進法の改正が行われ、道においても制定す

る動きがあるなど、全国的に受動喫煙防止について進められております。

しかし、本市の条例の施行前と施行直後は、禁煙法のように受けとめられ、当初は条例の本意が浸透していなかったと思いますが、その後、活発な推進普及啓発や情報発信など、医師会などと連携して取り組まれ、現在は浸透していると感じています。

市長は2020年4月には、全面施行となる改正された健康増進法に基づく対策周知に努めるとともに、未来ある子どもたちの健康を守るために、条例の改正に向け検討すると市政執行方針に示されています。

そこで、本市の啓発推進に対し、市民や学校、各事業所等でどう理解され、現在取り組みが実施されているかを含め、これまでの取り組み状況について伺います。

また、条例が制定され、市民への健康調査など、現在は見える化の時代ですので、理解度や健康で寿命が延びていることなどをデータ化し、数値などによるわかりやすい効果の実証結果も今後は必要であると考えます。これらを含め、2つとして、条例制定による効果検証と課題について伺います。

さらに上位法である健康増進法の改正により、本市の条例とすみ分け、本市の特徴に特化し、条例改正し、推進をすることが誰もが健康で生き生きと暮らせるまちづくりにつながると私は考えます。

そこで、本市の条例の改正を含め、いつごろをめどに進めていくのか、3つに、今後の取り組みに対する考えについて市長に伺います。

大綱3点目は、市立病院の職員体制につい

てであります。市民が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するに当たり、地域医療を守ることは大切です。重要なのは、診察処置する医師や看護師、薬剤師や医療従事者など人の力です。市立病院は救急や人工透析などがあり、医療スタッフがいないければ、その機能や役割は果たせないと思います。

現在、全国的な問題として地方での医師不足などがなかなか妙案のない状況であります。

市民意見の1つとしては親切丁寧で、通いやすい病院を望む声があります。

市長は市民の皆さんに信頼される病院運営に努めると述べられ、医師や看護師などの確保を図るとともに、職員の資質向上に取り組むと示しております。

市立病院は、常にその機能や診療はとまらず動いておりますので、安定的な医療スタッフが必要であると思います。現在、医師は常勤医6名、嘱託医4名で10名、ほかに各診療科に出張医がおります。医療法による標準医師数7名に対し8.3名ですが、救急や診療を考えると、常勤・嘱託医の確保は命題と考えます。また看護師、薬剤師、医療技術者数などはほぼ満たされているようですが、安定的に確保しなければならないのではないのでしょうか。

そこで1つに、医師確保の現状と今後の医師確保に向けた取り組み及び見通し、あわせて、数年後には定年を迎える常勤医もいますので、今後どう対応していくのか、そして、本年度から廃止された医師事務作業補助者の状況、また以前よりスタッフの対応や接遇がよくないとの市民の声もありますので、資質向上、そしてより専門性を高めるための取り

組みについて市長に伺います。

次に、新聞報道等によると、現在は各医療圏の病床数が過剰であり、今後、減少や用途転換などが必要とあります。

市政執行方針には、在宅医療の推進のほか、地域包括ケア病床の運用により、回復期の患者受入れなど、入退院支援の強化に努めるとありますが、中核病院等との連携はもちろんのこと、病床数や病床分離なども大切な問題でありますので、市内に病床を持つ複数の病院との住み分けや医療連携など、バランスのとれた積極的な地域医療を進めていく必要があると考えます。

2つに、現在の市内病院の病床機能の特徴と市立病院の病床が、今後どのような方向性を持って連携しながら、地域医療を守り、進めようと考えているのか伺います。

3つとして、現在かかりつけ医が見直され、幅広い診療を行える総合診療医の必要性が高くなっております。

また、市立病院内にはプライマリ・ケア連合学会北海道ブロック支部の事務局が置かれております。総合診療医の確保に向けた方向性と地域医療機関との具体的な連携の考え方など、今後どのような特徴をもった病院として進めていくのか、市長に伺います。

大綱4点目は、教育行政についてであります。

1つに、外国人児童生徒の受け入れ体制についてであります。人口減少により、生産年齢人口の減少傾向にあり、労働者不足が懸念され、国は入管難民法の改正により、外国人労働者を受け入れる方向へ舵を切りました。

国はすでに観光立国化を推進し、来日する

インバウンド、海外観光客が増加する中、日本に居住する外国人も増える傾向にあるようです。

今後、海外観光客の受け入れ体制だけではなく、外国人居住者の受け入れ体制の整備は必要であり、地方においても、その波は来ると考えられます。受け入れ体制準備には、自治体での受け付け相談窓口、生活居住ルールや言語対応、病院など多くありますが、教育について外国人が家族帯同で児童生徒が来日した場合、教育委員会が窓口になると思いますが、どのような対応や受け入れなど、学校において、教育を受けることになるのでしょうか。

現在、本市には約50名ほどの外国人が居住していますし、文科省は今月に入り、日本に住む外国人の子どもの全国就学調査を行う方針を決めました。

そこで1つに、外国人児童生徒の教育、小学校の受入れ義務についてどのようになっているのか、2つに、本市の受入れの実態について、3つに、他市の状況についてどのようになっているのか教育長に伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 松山議員の質問にお答えいたします。

初めに、市政執行方針についてSDGsの推進についてであります。世界共通の課題解決に向けて掲げた持続可能な開発目標「SDGs」につきましては、これまで自治体をはじめ、企業や教育機関などにおいて、地域課題の解決に向けた取り組みとして拡がっており、私といたしましても、「みんなが活躍できるまちづくりの実現」に向けては、市民の

皆様や各種団体などと協働して取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、SDGsに対します認知度の把握に努めながら、広報紙メロディーや市ホームページをはじめ、各種の審議会や市民委員会の場など、さまざまな手法によりSDGsの普及・啓発活動を行い、意識の醸成を図り、認知度を高めていくほか、市民の皆様と協働で策定する次期総合計画や総合戦略の策定におきましては、本市が抱える行政課題の解決に向けたSDGsの考え方との整合性や具体的な取り組み方向の確認などを行いながら、計画の策定に取り組んでまいります。

次に、保健福祉行政について、認知症施策の推進事業についてであります。見守り声かけ模擬訓練の成果と課題につきましては、初年度の29年度は、おれんじカフェを中心とした地域で行い、平成30年度は、南美唄地区と共練地区の2カ所で行ったところであります。

訓練参加者は、認知症の理解と声かけについての講習後に路上に出ていただき、グループごとに服装などの特徴が書かれた手配書をもとに行方不明者役を発見し、保護に努めるものであります。参加者からは、「散歩をしている人と道に迷っている人の区別がつかず、なかなか思い切って声をかけられなかった」という感想や、行方不明者役の方からは「急に後ろから話しかけられたり、手をさわられたりして恐怖を感じた」というような感想があり、体験して、改めて声かけの難しさや訓練を継続していくことの必要性が確認できたことは、大きな成果でありました。

また、今年度は、道に迷っている人の判別

が付き、声かけしやすくするため、徘徊が心配な高齢者等の見守りや、行方不明となった際の早期発見や事故防止を目的として、衣類や持ち物に張る「安心おれんじシール」の作成を行ったところであります。

訓練の目指すところは、単に高齢者を捜索するだけではなく、日常で歩いていて、家に戻れなくなる方を見守ったり、街などで不安そうにしている方には声をかけるなどして、安心してもらえるよう、認知症の方を出歩かないようにするのではなく、認知症の方が自分らしい生活を送ることができるようにすることです。

一方で、課題といたしましては、町内会の活動が活発でなかったことや、町内会が解散した地域もあることから、これら地域との連携方法について検討し、一人でも多くの方に参加していただけるよう進めてまいります。

次に、おれんじカフェにつきましては、昨年9月から4年目に入り、毎週火曜日に実施しておりますが、カフェ開催の成果といたしましては、認知症の方には外出のきっかけづくり、外出先の確保、また、ボランティアや利用者の方との交流の場となっているところであります。

介護者からは、「介護の悩みや苦勞を話すことで、介護負担が軽減をされたり、気持ちが軽くなった」という声や、「市役所は敷居が高かったけどカフェだと相談しやすい」といった意見も伺っているところであり、利用する方はリピーターはもちろんのこと、新たに利用される方もおり、年々増加している状況になっております。

また特徴といたしましては、男性の利用者

の比率が高く、特に孤立しがちな男性介護者の利用は、介護負担の軽減に大きな効果が出るものと考えているほか、カフェの利用を通して、専門職と本人や家族が信頼関係を築けることで、早期に介護申請やサービス利用等の支援に結びつけることができるなど、市内の専門職との相互の協力体制が構築されており、支援へつながりやすくなっている状況も実感しているところであります。

また、ボランティアの方々は認知症への理解も深く、新たにボランティアとして加わっていただける方もおり、カフェの運営の中心的な役割を担っていただき、利用者、介護者、運営側それぞれに成果があることから、これまで継続されてきているものと考えているところであります。

課題といたしましては、必要な方がカフェを利用できるようにすることと、国におきましても、認知症の方が、支える側として活躍できる環境を整えるという方針で進めておりますので、認知症の方がカフェの中で役割を持てるような取り組みを広げることであり、今後はおれんじカフェぴぱ実行委員会の中で検討を深めてまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、この度、本市の認知症カフェの取り組みが評価され、国が作成する実践集に掲載されることとなり、活動を振り返る良い機会を与えていただいたものと考えておりますし、全国からもご意見をいただき、今後もより良い運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、受動喫煙防止条例についてですが、これまでの取り組み状況につきまして

は、条例の趣旨であります受動喫煙による健康被害を避け、健康づくりをより一層推進することができますよう啓発などにより、受動喫煙防止のための社会環境の整備を促進してきたところであります。

このことにより、会議や地域の集会において灰皿が出なくなったり、受動喫煙が減ったという市民の声や、父兄参観日での喫煙防止教育がきっかけとなり、敷地内禁煙が進んだこと、さらには、美唄商工会議所広報紙に「受動喫煙防止へのご協力をお願い」が掲載されるなど、市民や地域、学校、事業所などでの取り組みへと広がってきているところであります。

次に、条例制定による効果検証につきましては、条例制定以前より、受動喫煙に関するアンケートを実施しており、「受動喫煙という言葉の認知度」につきましては、平成27年の83.8%に対して、平成30年は90.1%で6.3ポイントの増、「受動喫煙対策を進めることに賛成の方」は平成27年の80.5%に対して、平成30年は87.0%で6.5ポイントの増となり、市民の皆様には、一定程度のご理解が進んでいるものと判断しているところであります。

また、同様に事業所に対しまして、アンケートを実施しており、「屋内施設での受動喫煙防止の取り組み」につきましては、平成27年の48.0%に対して、平成30年は72.6%で24.6ポイントの増となり、事業所での取り組みが大きく進捗したと考えているところであります。

さらに、市民の健康への影響調査としましては、美唄市医師会と共同で、近隣病院の協力を得て、条例制定前後の脳疾患・心疾患患者数の推移を調べており、詳細な分析結果に

つきましては、平成31年度に公表する予定と
しているところであります。

また、課題についてであります。低体重
児や早産などへの健康影響が確実にあるとさ
れている妊産婦やその家族、未成年者がいる
家庭において、健康への影響リスクが浸透し
ていないことなどが課題となっていることから、
妊産婦とその家族を対象といたしました禁煙
相談支援事業を平成31年度から取り組む
こととしたところであります。

次に、今後の取り組みに対する考え方につ
きましては、昨年7月に公共の場での屋内禁
煙を罰則つきで義務付けた健康増進法の改正
が行われ、2020年4月には全面施行となる予
定でありますことから、本市受動喫煙防止条
例につきましても、見直しが必要と考えてい
るところであります。

このため、他の自治体に先駆け取り組んで
おりました本市といたしましては、上位法で
ある改正健康増進法とは違う、妊産婦や子ど
も、その家庭に対しまして一層の取り組みが
促進されるような、本市独自の特色を打ち出
してまいりたいと考えているところであり、
平成31年度中の改正をめどに、既存の市民団
体で組織された委員会等で協議していただく
こととなっているところであります。

次に、市立病院の職員体制について、医師
や看護師等医療スタッフの体制についてであ
りますが、本年度は新たに内科常勤医1名を
採用したほか、整形外科常勤医の退職に伴い、
出張医を週1回外来に配置したところであり
ます。

これまでも、大学医局への医師派遣要請や
民間紹介会社への登録、ホームページでの募

集、人脈による求人活動を継続してきている
ところでありますが、厳しい状況として受け
止めているところであり、今後も医師の確保
に向けては、最大限の努力をしてまいりたい
と考えているところであります。

また、医師事務作業補助者の状況につきま
しては、昨年2名を配置し、医師の指示のも
と、診断書の作成やオーダーリングの代行入
力を行うなど、医師の負担軽減を図っている
ところであります。

また、スタッフの資質向上につきましては、
これまでも各種研修会への積極的な参加など、
職員のスキルアップに努めてきており、平成
31年度には、看護師1名が認知症に関する認
定看護師の資格を取得のため、半年間の専門
教育を受講することとしているところであり
ます。

スタッフの接遇につきましても、患者さん
やご家族の目線に立った医療サービスの推進
に向け、意識向上を図り、市民の皆様に親し
まれる病院づくりに努めてまいりたいと考
えているところであります。

次に、市内病院の病床機能の特徴と市立病
院の病床の考え方についてであります。現
在、市内には介護型療養病棟を持つ民間病院
のほか、せき損センターが脊髄損傷や整形外
科を中心とした入院医療を行っているところ
であります。

これまで、市内4病院の事務長会議におき
まして、将来の病床数や病床転換などの方針
について情報共有・意見交換を行うとともに、
市立病院の建替え計画につきましても、情報
共有をしているところであります。

市立病院の病床機能といたしましては、救

急告示病院として一般病床を継続するとともに、医療必要度の高い高齢患者につきましても、医療型療養病棟で受け入れる必要があると考えているところであります。

なお、南空知医療圏域につきましては、現在、回復期病床が大きく不足しておりますことから、新病院では一般病棟内に新たに地域包括ケア病床12床を設置し、手術などによる急性期医療を終えた患者さんを受け入れ、在宅復帰につなげようと考えているところでありますが、これに先行して、今月、1病室4床についての届け出を行ったところであり、平成31年度には、さらに4床の届け出を行う予定としているところであります。

いずれにいたしましても、今後の地域医療を考えていくうえで、市内医療機関が担うことの困難な病床機能も取り入れつつ、他医療機関との連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、今後どのような特徴を持った病院として進めていくのかについてであります、市立病院は、日本プライマリ・ケア連合学会北海道ブロック支部の事務局を担当してから2年が経過したところでございます。

この間、現支部長が総合診療医として市立病院に勤務し、その後、札幌医科大学の教授に就任されてからも、週1回の外来診療や月数回の当直を行っていただいているところであります。

幅広い診療を行える総合診療医の確保は、本市の目指すところであり、現在のかかわりを持ちながら、総合診療医の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、地域医療機関との具体的な連携の考

え方についてであります、ケアマネジャーなどとの連携により、入退院支援強化や、在宅医療サービスなどの充実、認知症ケアや家族への支援を充実するとともに、新しく地域包括ケア病床を設置いたしましたことにより、急性期の医療機関から積極的に患者さんの受け入れを行い、早期に在宅復帰につなげられるよう、緊密に連携してまいりたいと考えているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 松山議員の質問にお答えいたします。

外国人児童生徒の受入れについてですが、憲法及び教育基本法では、国民はその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負うものとされ、普通教育を受けさせる義務は、日本の国籍を有する者に課せられたものとなっており、外国人は対象外とされているところでございます。

一方、子どもの権利条約及び国際人権規約では、公立の小学校、中学校では、入学を希望する外国人の子どもを受け入れる措置を講ずるよう求めており、これら条約等において子どもはどこで生まれても、どこで生活をしていても、外国人の子どもの教育を受ける権利を保障しているところでございます。

具体的に申し上げますと、義務教育の就学年齢にある外国人の子どもが外国人登録をされますと、教育委員会はその登録内容に基づき、外国人の保護者等に対しまして、就学案内を行うとともに、外国人の子どもが公立の小学校や中学校への入学を希望する場合、教育委員会は入学すべき学校を指定し、入学させることとなっているところでございます。

外国人の児童生徒の受け入れの実態であります。文部科学省では、日本に住む外国人の子どもの就学状況について、早ければ4月に、初めての全国調査を行うこととしておりますが、法務省の統計調査によりますと、日本に住民登録をしている6歳から14歳の外国人は約12万人おり、このうち文部科学省の学校統計調査や各種学校の調査などで、就学状況が把握できていない子どもが1万8,000人ほどいるという調査結果が出ているところでございます。

本市における受け入れ状況につきましては、平成29年5月29日から、市内の小学校で児童1名を受け入れているところでございます。

道内他市の状況については把握しておりませんが、我が国で就労する外国人は、平成29年10月末時点で128万人となっているとの報道や、平成30年12月「特定技能」という新しい在留資格で外国人労働者を受け入れる出入国管理法の改正が成立したことなどから、今後さらに外国人労働者やその家族も増加し、これに伴い、外国人児童・生徒の就学についても多くなるものと推測しているところでございます。

●議長小関勝教君 3番、松山教宗議員。

●3番松山教宗議員 自席にて4点ほど再質問したいと思います。

1点目は、認知症施策の推進事業についてであります。市内で移動おれんじカフェを行っていると思います。今後、高齢者がよく立ち寄る地域や、例えばアルテピアッツァなど、いつもの環境と違う雰囲気のある場所で、これから多くの方々にこの取り組みを理解してもらいながら進めていくことが必要であ

ると思いますので、改めて市長に伺います。

また、保健福祉総合施設の中にも、市民が交流できる場を設けると聞いておりますが、おれんじカフェの場所については今後どのような展望を持っているのか伺います。

2点目は、受動喫煙防止条例についてであります。市長は、平成31年度中に改正に向けてめどをつけることができましたが、市民の健康寿命延伸や健康に寄与する条例として、先進的に本市は取り組まれていると思いますし、しっかりと改正すべきであると思いますので、改めて市長がどのようなお考えなのか伺いたいと思います。

3点目は、市立病院の職員体制についてであります。ご答弁に、看護師1名が認知症に関する認定看護師の資格取得のため、専門教育を受講することが示されておりましたが、今後、本市においては、在宅医療などを考えた場合、専門的な知識を有する看護師の配置が必要だと思いますし、患者さんにとっても安心で重要なことだと思います。

今後、それだけではなくて、認定看護師の他の部分もありますし、積極的に多くの育成をすべきであると考えますので、改めて市長にお伺いをしたいと思います。

4点目でありますが、外国人児童生徒の受け入れ体制についてであります。現在、受け入れにあたっては、具体的にどのような就学支援を行っているのでしょうか。

また今後、外国人労働者が拡大していきます。地方においてもそうだと思います。その受け入れ体制の構築はとても重要で必要であると思いますので、全体的な考え方について教育長にお伺いをします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 松山議員の質問にお答えいたします。

初めに、移動おれんじカフェにつきましては、介護保険施設や福祉会館で行っており、実施に当たりましては、認知症の方や家族が、おれんじカフェに来るきっかけにさせていただき、町内会や近隣の方々が参加することで、認知症についての理解を深め、ご近所の認知症の方を見守ることができる地域にしていく取り組みになればと考えて実施をしているところであります。

また、来年度は地域からの要望で、中村地区におきまして、移動おれんじカフェを実施する予定で、今後はさらに、地域が自ら移動おれんじカフェに取り組むことができるよう、貯筋体操や家庭訪問などで周知してまいりたいと考えているところでございます。

次に、保健福祉総合施設につきましては、地域包括ケアシステムの中核となる施設として市立美唄病院への併設を計画しており、おれんじカフェにつきましても、施設内での開設を考えているところで、今後とも、本人と家族が安心してくつろげる場所を提供できるよう、努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、条例改正についてでございますが、市民の認知度も高く、受動喫煙防止の取り組みも広がってきておりますことから、その広がりをさらに拡大するために、私といたしましては、市民の自主的な取り組みを後押しするとともに、改正された健康増進法にはない特色を持ち、市民同士が連携し、協働して進める健康づくりが促進される条例の改正を目指

したいと考えているところでございます。

次に、認定看護師などの専門性を持った職員の育成についてでございますが、臨床現場のエキスパートとして、認定看護師の役割は大変期待されており、診療報酬の加算の対象とされているところでもあります。

また、認定看護には、認知症のほか感染看護、訪問看護などの分野がありますことから、今後も専門教育の受講について検討するとともに、他の職種におきましても、専門性を発揮できるよう、職員の育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 松山議員の質問にお答えいたします。

外国人の児童生徒の受け入れの現状についてでございますが、児童生徒の母国語や日本語の習得度、そして生活習慣等から、各自治体での対応が異なっているところでございます。

本市で受け入れている児童につきましては、日本語が話せないことから、火曜日から金曜日の午前中の授業に、英会話のできる専任の教育支援員を配置し、外国人児童生徒の就学支援を行っているところでございます。

今後の受け入れ体制についてでございますが、外国人労働者の受け入れが拡大する中、教育委員会といたしましては、まずは実態把握が必要であると考えているところでございます。普通教育を受けさせるべき児童生徒がいる外国人が登録に来庁した場合は、外国人登録の担当部署から外国人登録情報を速やかに教育委員会に提供できる体制づくりを進めますとともに、保護者に対する就学相談や児

童生徒がスムーズに学校になれ親しむことができるよう体験入学を行うなど、学校と連携し、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 一般質問中ですが、土井議員の一般質問は午後からといたしたいと思っております。

午後１時まで休憩いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土井議員の質問から入ります。

12番、土井敏興議員。

●12番土井敏興議員（登壇） 質問に入ります前に、先ほど同僚議員からもございましたけれども、今から8年前の本日午後2時46分、東日本大震災が発生し、大津波や原発の事故により未曾有の大災害となり、多くの犠牲者や被害者をもたらし、現在は徐々に復興は進んでおりますけれども、いまだ完全復興にはいたらない状況にあります。

犠牲となられた方や、被害者の方々に改めて追悼の意とお見舞いを申し上げる次第であり、1日も早い復興をお祈りいたす次第でございます。

また、私ごとでございますけれども、喉を少し痛めておりまして、咳き込むなどのことでお聞き苦しい点があるかと思っておりますけれども、ご了承いただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

平成31年第1回市議会定例会にあたり、大

綱3点について市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱の1点目は、市政執行方針について市長にお伺いをいたします。

その1つ目として、行財政運営につきまして、さきに同僚議員から決算の見通し等についてお尋ねがあり、厳しい内容である旨のご答弁がございましたが、国の動向によりますと、全体として景気も緩やかな上昇基調のもと、求人倍率も依然として高水準であり、底堅さがうたわれておりますけれども、本市をはじめとする過疎地域にあっては、直面する諸課題から経済活動も非常に厳しい状況下におかれ、しかも人口の減少等が顕著となり、年々税収が漸減している状況にあるものと思うところであります。

税は行財政執行の根幹をなすものであり、安定的であることが基本であります。よって、この5年ほどの市税等の収納状況やそれらの動向についてどのようにとらえているのかお伺いをいたします。

また、このたび監査委員より行政監査の結果につきまして報告があり、その中で、未収金等の対策や不納欠損に至るまでの対策など、いわゆる滞納状況の把握やその整理につきまして指摘がなされておりますけれども、税負担における市民の公平性の担保という観点から、それらをどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

よって、今後、市税等の収納のあり方、引き続き美唄市に住み続けていただくためにも、市民理解や周知について、どのように取り組んでいかれようとしているのかも伺いいたします。

2点目には、都市基盤整備等につきまして、1つ目には、市として、これまで民間住宅に対し、バリアフリー化や耐震診断あるいは耐震改修の助成制度を設け取り組んでおりましたが、市内には老朽化した住宅や廃屋、また危険と思われる住宅も相当数存在しているものと思うところであります。新年度に向け、そうした住宅の解体等のいわゆる除却費について支援を行うとのことではありますが、その具体的な内容と規模についてお伺いをいたします。

都市整備の2点目についてであります、上下水道の関係につきまして、これまで市民に対し、安心で安全な飲料水の提供や、衛生的で快適な暮らしを守るため、さまざまな工夫と努力を重ねてこられたと思うところでありますが、この度、新たに経営改善に向けた市民委員会を設置されるとのことであり、どのような背景からなのか、また、設置の内容や構成、設置時期等についてお伺いをいたします。

3点目は遅れていると思われる本市の中心地区、いわゆる条丁目表示地区と申し上げればよいのかかもしれませんが、街路、生活道路等の補修や改修について、先に同僚議員からお尋ねがありましたが、これらの整備が除々には進んでいるようでありますけれども、町内会等より約6,000メートル弱の改修要望に対し、整備された区間は、この5年間で1,300メートル程度とのことであり、4分の1以下の状況で、全体として非常に遅れていると感じているところであります。

厳しい財政環境下での対応は理解するところでありますが、現在、本市は、市長を先頭

に自転車の活用等により、国内外から利用者を呼び込むインバウンド対策に力を注ぎ、それを美唄が持つ自然景観とマッチさせ、観光振興の軸として、展開のご努力をされていることは承知をしているところであります。またさらには、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市町村長の会の北海道ブロック長もなされているとのことでもありますことからしても、私は車であれ、自転車であれ、あるいは歩行者であれ、この美唄のまち中に足を踏み入れていただいた時に、それらの道路の整備の状況によっては、その人の持つ印象度は大きく変わるものではないかと思うところであります。言わば街中の道路は人に例えるならば、顔と言えましょうし、その表情が良いのか悪いのかによって当然評価が変わると思います。これも言いかえるならば、整備をされた道路は、まさに美唄にとっても観光資源の1つと言えるのではないのでしょうか。またコンパクトなまちづくりを進めようとしている状況からして、高齢化がより加速する中、1日も早く自転車利用者や歩行者のためにも、膨大な量の土のうパッチワークから卒業しなければならないと思うところであり、安心して通行していただけるためにも、これらの道路の整備を加速すべきと思うところでありますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

大綱の2つ目は、自転車等の安全な利用に関してであります、私はこの取り組みにつきまして、歩行者や車に注意しつつ、安心して安全な自転車の利用を促すべく、これらに関する条例の制定についてこれまで2回にわたりお尋ねをしてまいりました。その間、前に

進めるためにも、先進事例等を含め、調査研究をするとのことでありました。

昨年市内で行ったそれらに関する調査内容とその結果についてはどのようなものであったのか、これらの結果を踏まえ、今後どのように取り組まれるのかお伺いをいたします。

大綱の3点目は、教育行政執行方針につきまして教育長にお伺いをいたします。

1つ目は、学校教育等についてであります。方針の中で、急激な変化が常態化し、予測が困難な時代にあっても、確かな学力、健やかな体、豊かな心を育て、しっかりと生きる力を身につけさせることが求められているとしています。

そこで1点目は、確かな学力の育成についてであります。同僚議員からもお尋ねがあり、いささか重なる点もあろうかと思えますけれどもお伺いをいたします。

これまで子どもたちの基礎学力の向上に向け、さまざまな工夫のもと取り組まれてきたところであり、学力テスト等の結果や動向から見て、なかなか納得のいく成果に結びつくところまで行き着いていないのではないかと思うところではあります。その要因等についてどのように分析等されているのかお伺いをいたします。

また、以前から学力向上プロジェクトチームを構成し、確かな学力育成プランの取り組みもなされてきたところではあります。それらは、これまでどうであったのか、また検証を経て、今後どのように取り組まれるのか、国内はもとより、過疎地域においては、少子高齢化がますます加速する中、今後、子ども一人ひとりの存在が重くなっていくと同時に、

必然的にその期待も大きく膨らんでいくものと思うところであります。さらには地域を牽引していく人材として育ててほしいと強く願うものでもあります。よって、家庭と学校のつながりをより強くしていくべきと考えますが、それらについてもどのように進められるのかお伺いをいたします。

次に、健やかな体の育成についてであります。同僚議員のお尋ねと一部重複しますが、お伺いをいたします。

基礎学力の向上とともに、基礎体力づくりも重要なテーマであります。よって、体力や運動能力の調査結果についてもどのように分析をされ、これまでどう取り組んでこられたのか、体力についても学力と同様に家庭とのつながりを深め、継続して、息の長い取り組みが必要と考えますが、今後においては指導の改善やその充実を図ることはもちろんのこと、より家庭、保護者、地域との連携の強化を図ることも重要と考えますがいかがでしょうか。

3点目は、学校給食についてであります。これも一部同僚議員の質問と重なりますが、視点が若干違いますので、お伺いをさせていただきたいと思えます。

子どもたちの健やかな成長には、食事は欠かすことのできない重要な要素の1つであります。そうした中、近年家庭における食事のバランスが問われ、社会問題となっており、中には朝食をとらなかつたり、インスタント食品等に偏ったりなど、成長期の子どもたちにとっては好ましい傾向とは言えない状況であると思うところであります。

よって、学校給食のあり方の重要性が増し

ており、給食の提供にあたり、子どもたちの健やかな成長を促す観点からも、日常、子どもたちや、家庭への説明を含め、どういった点に留意して取り組んでいるのかについてお尋ねいたします。

また、給食の食材等の調達方法と地元美唄産の主要な野菜等について、この3年程度の使用実態についてもお伺いいたします。

次に、社会教育の関係についてであります。最初に社会教育施設の図書館において、新年度、市民会館大ホール横に設置する雪をためるいわゆる貯雪場の雪を活用して、雪冷房で利用者に居心地のよい環境を提供する予定とのことですが、この装置の採用に当たってこれまでどのように検討され、また厳しい財政下にあっても、経年の中で費用対効果が確保されるということなののでしょうか、その点についてお伺いをいたします。

2つ目は、生涯スポーツの振興についてであります。スポーツ健康宣言都市の取り組みに基づき、さまざまなメニューを提供し、市民の皆さんに親しんでいただけるよう、その環境づくりに苦心されているご努力には敬意を表するところであります。

中でも、体育センターのクライミング設備については、近年利用者も増加しており、市内はもとより市外からも多く訪れていることから、今後においてもさらなる活用が期待されるところであります。

よって、近年の利用状況や利用者の声等についてはどのように把握をしているのかをお伺いをいたしたいと思えます。

また、利用者からは、できればスピードと言われる設備の設置を望む声もあるとも聞き

及んでいるところでありますが、これらの設置についてはどのようにお考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 土井議員の質問にお答えいたします。

初めに、市政執行方針について、行財政運営についてであります。市税等の収納状況や動向につきましては、本市の取り巻く現状は、人口減少や少子高齢化が進む中、本市の歳入総括予算が年々減少している状況にあり、持続可能な行財政運営を進めるためには、自主財源である市税などの収入確保が重要であります。

市税におきまして、過去5年間の収納率は現年度分と滞納繰越分を合わせたもので、平成25年度は88.6%、平成26年度は89.1%、平成27年度は89.9%、平成28年度は91.4%、平成29年度は91.9%と年々上昇しているところであり、引き続き税収の確保に努めなければならないものと考えているところでございます。

一方で、不納欠損額におきましては、一般会計と特別会計を合わせたもので、平成25年度は5,682万8,486円、平成26年度は6,086万5,044円、平成27年度は6,297万1,228円、平成28年度は6,290万3,212円、平成29年度は7,225万632円と増加しており、適正な債権管理の重要性について確認しているところであります。

次に、市民の公平性につきましては、市税のほか、各会計の手数料や使用料などの収入の確保におきまして、関係法令や美唄市私債権管理条例に基づいて進めているところでありますが、この度の行政監査報告の結果につ

きましては真摯に受け止め、債権管理台帳の整備をさらに徹底し、個別面談などにより、滞納されている方の生活状況や財産の有無、また、滞納に至った経緯を詳細に聞き取るなど、支払い能力を慎重に判断したうえで、状況に応じ強制徴収や徴収停止の措置を講じながら未収金の解消に努め、公平性を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、市民理解や周知につきましては、現在、市税において差し押さえが必要だと判断した方に対しましては、預貯金や給与等の債権を中心に執行しているほか、国税や道税還付金の差し押さえ、タイヤロックによる自動車などの差し押さえ、自宅に立入調査し、財産をその場で差し押さえる捜索など、引き続き継続していくこととしております。

今後も、期限内に納めていただいております市民の皆様の目線で滞納整理を進め、その取り組みにつきましては、広報紙や新聞等のメディアを通じ、市民の皆様に周知してまいりたいと考えてございます。

次に、都市基盤整備等についてであります。民間住宅に対する除却費支援の内容や規模につきましては、木造住宅の耐震化率の向上を目的として、これまでの耐震診断、耐震改修の助成制度に加え、旧耐震基準で建築され、かつ耐震診断において、倒壊の危険性がある木造住宅を除却しようとする所有者に対しまして、除却に要する費用の一部を助成する制度を新たに設けるものであります。

助成金額につきましては、除却対象経費の2割以内で上限額を20万円とするものであり、件数につきましては、15件程度と見込んでおり、助成予定額としましては約300万円程度と

考えているところであります。

次に、上下水道事業の経営改善に向けた市民委員会設置の内容についてであります。上下水道事業の経営につきましては、平成20年度に下水道使用料、平成27年度には水道料金の値上げを実施して以来、本年まで健全な事業運営を維持しているところであります。

しかしながら、人口減少に伴う水需要が年々低下し、水道料金や下水道使用料の収益がさらに減少となることが予想されるほか、施設の老朽化に伴う更新費用が増加するものと見込まれているところであります。

このことから、将来に向け安定した経営を図るうえで、幅広く市民に意見や理解を求めることが重要であると考え、8月をめぐり、学識経験者や市内団体などの代表者のほか、市民公募によります8名程度で構成する市民委員会を設置し、水道事業及び下水道事業の経営状況の把握と、より一層の健全化を推進できるよう、早い段階での協議を進め、上下水道事業の今後のあり方について検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、遅れている中心地区の街路の補修や改修等につきましては、生活道路のほとんどが凍上を防止するための路盤材を使用していない、簡易的に舗装を行ったもので、このような道路に上下水道管などを埋設した箇所では、路盤材を使用して施工しているため、路盤構成が不均一となってしまうことから、凍上現象に違いが生じ段差が現れている状況であり、その多くは、土のうにより解消し、通行を確保しているところであります。

幹線道路につきましては、総合交通体系基本計画に基づき、改修を執り進めており、平

成30年度に美培線とゆたかニュータウン1線の整備を終え、平成31年度は、新たに東雲線のほか、地域からのご要望を受けまして整備している中央団地線の改良舗装は、昨年度に引き続き実施する計画としてしているところであります。

また、中心地区の道路整備につきましては、凍上などの影響により、舗装面の損傷が進んだ道路の再整備のご要望を多数いただいているところでありますが、損傷した道路の再整備は、路盤改良を行わなければならないことから、工事費がかさみ、計画的な進捗が図れない状況となっているところであります。

このため、サイクリングやインバウンドの推進を図っていることや、コンパクトなまちづくりを進めるうえで、最も重要なインフラである道路の整備は進めていかなければならないものと考えておりますが、交通量が少ない住宅地の道路では、補助金など有効な財源となるものがないことから、事業費の確保が課題となっているところであります。

次に、交通行政についてであります。自転車等の安全な利用に関する取り組みにつきましては、本市では、昨年8月4日に「自転車利用に関するアンケート調査」を実施し、日常における自転車の使用頻度や北海道自転車条例の認知度、自転車保険加入のほか、自転車交通ルール順守のために取り組むべき対策について調査をしたところであります。

その結果、北海道自転車条例の認知度は58%、自転車保険加入率は35%、また、ルール順守のために取り組むべき対策としては、「自転車の通行環境整備の推進」が60%のほか、「学校・地域における交通安全教育の強化」

が50%、「交通ルールに関する広報啓発の強化」が48%の市民の方から必要との回答があったところであります。

本市につきましては、現在のところ、自転車が加害者になる事故による高額な損害賠償事例は発生しておりませんが、自転車の機能が進化しスピードが出ることや、利用者のマナーの悪さなどから、他市においては、自転車と歩行者の事故も多くなっている状況であります。昨年4月に施行されました「北海道自転車条例」において、基本的施策として、自転車交通安全教育の推進、自転車損害賠償保険などへの加入促進などを規定していることから、今後におきましては、北海道自転車条例に基づき、さまざまな機会を通じ、関係団体との協働のもと、自転車利用の安全確保などを図ってまいりたいと考えているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 土井議員の質問にお答えします。

初めに、学校教育等について、本市の学力向上に向けた取り組みについてであります。市内小中学校の校長・教頭・教員で組織した学力向上プロジェクトチームがまとめた確かな学力向上プランを、教員が授業の中で、児童生徒が理解しやすく工夫して活用しているところでございます。

成果といたしましては、全国学力テストの結果によりますと、今年度、中学3年生の結果を6年生当時、平成27年度の結果と比較しますと、国語Aでは平均正答率が8ポイント上がり、国語Bでは1ポイント上がり、算数Aでは9ポイント下がりますが、算数Bでは

2ポイント上がっており、4科目の中で3科目が、成長した中学3年時の方が上回る結果となっており、少しずつ成果に結びついていると考えております。

しかしながら、本市の児童生徒は、各教科とも共通して「読む力」と読んだ内容をまとめて理解する「読解力」、家庭での学習時間が不足していること等が要因で、全国学力テストの結果が全国・全道と比較して、多くの項目で下回る結果となっていることを踏まえ、教育委員会といたしましては、学力向上プロジェクトチームがまとめた「確かな学力育成プラン」及び「家庭学習の手引き」の活用をさらに促進してまいりたいと考えております。

次に、確かな学力育成プランにつきましては、すべての教職員に配付し、このプランをもとに授業改善を行っているとともに、保護者に対しては「確かな学力育成プラン概要版」として配付し、学校と家庭が一体となって学力の向上に努めているところでございますが、本市の児童生徒は、全国・全道と比較しスマートフォン等の使用時間が長く、その分、家庭での学習時間が短いことから、プランに示される確かな学力が身につけていない状況となっております。

このことから、教育委員会といたしましては、新年度に学力向上プロジェクトチームが作成するプランの中に、家庭での正しい学習・生活習慣の確立方法について盛り込むよう、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、健やかな体の育成についてでございますが、小学5年生と中学2年生を対象とする全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結

果、本市の児童生徒は、小中共通の握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、小学5年生のソフトボール投げ、中学2年生のハンドボール投げの全8種目のうち、小中とも20メートルシャトルランや長座体前屈などの持久力、柔軟性に課題を持つ結果となりました。

これらの課題を克服すべく、各学校では、特色ある体育的活動として、縄跳びや一輪車を積極的に取り入れたり、校舎周辺にパークゴルフ場のような環境を整備し得点を争ったり、児童会として全校で遊んだり、運動会の学級練習に積極的に取り組むとともに、年間を通じて朝の時間帯に体と頭の体操をするサーキット運動に取り組んでいる学校もあり、児童生徒も自分の記録が伸びることに喜びを感じたり、自分たちが計画した体育的活動に積極的に取り組んでおり、これら取り組みを通じて、少しずつ体力の向上に結びついているものと考えております。

次に、家庭等との連携についてでございますが、児童生徒の体力向上を図るためには、保護者自らが早寝・早起き・朝ご飯を実践するとともに、児童生徒の前でスマートフォン等を使用しない、児童生徒にも使用を制限するなど、保護者と児童生徒が正しい生活習慣を確立することが必要であることから、教育委員会といたしましては、学校便り等を通じ、これら生活習慣の確立について周知・啓発してまいりたいと考えております。

次に、学校給食等についてであります。児童生徒に望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身につけさせるため、栄養教諭によ

る継続的な食育授業を実施するとともに、ふるさと給食など、アスパラや玉ねぎなど地場産物を豊富に取り入れた献立作成を行っているところでございます。

また、保護者の皆様へは毎月発行する給食だよりや参観日などにあわせて実施される給食試食会の際に発行する試食会だより等により、給食についての基本的な考え方をお知らせしているところでございます。

給食の食材調達方法につきましては、米は100%地元JAから仕入れているほか、地元の生産者グループから低農薬・無農薬栽培の生鮮野菜を直接仕入れるなど、食育の観点からも、可能な限り美唄産、道産、国産の順で調達するようにしているところでございます。

また、美唄産の食材のうち主な生鮮野菜について、過去3年間における年間総使用量及び1日当たりの平均使用量で申し上げますと、玉ねぎについては、平成27年度は607kg、1日当たり約3kg、平成28年度は1,032kg、1日当たり約5kg、平成29年度は932kg、1日当たり約5kg、キャベツについては、平成27年度は1,443kg、1日当たり約7kg、平成28年度は414kg、1日当たり約2kg、平成29年度は1,204kg、1日当たり約6kg、大根については、平成27年度は833kg、1日当たり約4kg、平成28年度は852kg、1日当たり約4kg、平成29年度は1,247kg、1日当たり約6kg、ジャガイモについては、平成27年度は1,959kg、1日当たり約10kg、平成28年度は473kg、1日当たり約2kg、平成29年度は1,565kg、1日当たり約8kgとなっており、各年度における年間給食日数と1日当たりの平均提供食数につきましては、平成27年度は年間199日、1日平均1,575

食、平成28年度は年間199日、1日平均1,503食、平成29年度は年間199日、1日平均1,433食となっております。

なお、美唄産の野菜は、基本的に年間計画により栽培していただいているところですが、同じ野菜でも天候不順等により、収量の減などがあることから、総使用量に大きな差があるところでございます。

次に、社会教育施設等の充実についてでございますが、図書館閲覧室への雪冷房設置についてであります。これまで利用者から、夏場の暑い時期に快適に読書や勉強・調べものができるよう冷房設置の要望があり、当初は電気冷房設備を設置する方向で指定管理者と協議したところでございますが、この雪冷房を導入するとした場合、平成27年度の地方創生事業で実施した市民会館大ホールのサイドステージ及びホワイエの雪冷房に使用している雪山の活用が、技術的に可能であることが協議の段階でわかったところでございます。

このことから、教育委員会といたしましては、数年程度の比較で、既存の雪山を活用した初期投資と毎月の電気代の費用を合わせたトータルコストでは、電気冷房よりもコストが高くなることを見込まれるものの、電気代が10分の1程度であることや、本市が進める雪冷房設備を公共施設に導入する取り組みが広く情報発信されることは、地域活性化にもつながることが期待されるものと考え雪冷房設備を選択したところでございます。

次に、生涯スポーツの振興についてでございますが、クライミング利用者数につきましては、現在の体育センターの供用開始からの利用者は、平成26年度1,476人、平成27年度

1,381人、平成28年度2,248人、平成29年度3,041人、今年度は2月末で3,331人と年々増加しております。

利用割合は、ほとんどが個人利用であり、団体では北海道山岳連盟のユース選手や遠軽高校の部活動、函館のクライミングジムの選手の合宿利用などで複数回利用されているところでございます。

利用者からは、「本格的にクライミングに取り組み、トレーニング環境としての価値が高い」との声がある一方で、既存のリード壁が15年経過し、パネルの劣化やホールドを固定するツメ付きナットが取れているため、団体利用者からは、「パネルの更新とともに、さまざまな形や大きさのホールドを定期的に購入し、壁に変化をつけてほしい」との意見が寄せられているところでございます。

またスピード壁の設置につきましては、2020東京オリンピックの事前合宿誘致にあわせ検討いたしました但、現在の体育センターの天井高では、高さ15mのスピード壁を設置することは、構造上難しいところであります。

このことから、教育委員会といたしましては、現在設置しているクライミング壁の整備・拡充により、利用者増を図ってまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 12番、土井敏興議員。

●12番土井敏興議員 それぞれお答えをいただいとところてございすけれども、何点か改めてお伺いをいたしたいと思ひます。

まず市長にお伺いをいたしすけれども、最初に街中の道路整備についてであります但、生活道路については、簡易舗装によるため損傷が早く、程度も悪化しているところでもあ

り、同僚議員に対するお答えでも、早期の整備には財源の確保が課題となることとありますけれども、市長も二期目の任期をまもなく終える時期を迎え、またこのたびの市政執行方針は、いわゆる3期目に向けて、これまで取り組んでこられたことを、大きく花開かせるその土台となるものと私は思っておりますし、次の総合計画にも反映をさせていかなければならないと思ひているところてあります。

先ほど申し上げましたように、自転車にかかる北海道ブロック長の立場になられ、インバウンドを通じて人を呼び込むため、精力的に活動されていることは十分承知をしているところてありますけれども、やはり美唄を訪れていただいた方々を自信を持ってお迎えするためにも、市長としての政治判断も含めまして、道路整備を加速すべきと考えるところてありますけれども、改めてご見解をお伺ひしたいと思ひます。

次に、自転車についてでありますけれども、これに関する条例についてはお答えにありましたが、北海道も昨年、制定・施行されたところてあります。

一方、全国的に見ますと、昨年4月の段階で、都道府県を含め、76の自治体で既に制定をされ、それ以降も制定あるいは制定に向け整備中を含めると、優に80を超える状況下にあると伺ひております。

今ほどのお答えによりますと、北海道の定めている条例を基本に対応される旨の内容であります但、制定は考えていないようであります但、以前のお答えより残念ではありますけれども、いささか後退したものと私は受

け止めざるを得ないと思わせていただいてございますけれども、少なくとも私は、自転車に関して適正な使用、放置への対応、また事故等に備えての保険の加入促進など、本当に市長は美唄市民の安全・安心を強くお考えでありましたならば、美唄にふさわしい条例を私は制定すべきと思いますけれども、この点、今一度改めてお伺いをいたしたいと思います。

次に、教育長にお尋ねをいたします。

まず学校給食についてでありますけれども、先ほどのお答えの中で、年間当たりの配食日数、1日当たりの配食数、そして美唄産を主体として調達に努められていることや、主な食材の使用量について、およそ理解をさせていただいたところでありますけれども、改めてお伺いをいたしたいのは、市内の生産者の方々は、さまざまな作物を栽培しているわけでありまして、栽培環境、あるいは天候の状況によっては、必ずしも良質なもののばかりが生産されるわけではありません。味は変わらずとも、見た目が悪いために、あるいは一定量の生産量に満たないために市場等への出荷に至らないケースもそれなりにありまして、生産者の方々は、忍び難くも廃棄をしなければならないところが往々にしてあるわけです。

よって、こうしたものを学校給食等に有効活用することで、少しでも長期間給食費を引き上げずに済むことにつながるとともに、生産者としても、食育という面からは、子どもたちの健やかな成長に携われること、栽培作物のロスを減らすことにもなり、できればＪＡの協力も含め、ぜひともそのような仕組みづくりについてご検討いただきたいと思いま

すけれども、お考えをお伺いいたしたいと思います。

次に、クライミングの関係についてでありますけれども、私が聞き及んでいる範囲では、本市の体育センターの施設については評判もよく、関心の高さを感じているところであります。要望のあるスピード壁については、構造上の問題もあり、厳しいとのことでありまして、せっかく評価も上がり、希望も多いとすれば、クラウドファンディングやふるさと納税による応援寄附金、あるいはクライミング用品生産会社、または用品販売店などのスポンサー企業を募って財源を確保し、さまざまな工夫のもと、設置を考える必要があるのではないのでしょうか。

また、既存の劣化が進んでいる壁のパネル等の更新については、早期に対応すべきと考えるところでありますけれども、それらの対応については可能であるのかどうなのか、その辺のところについてお伺いをしたいと思います。

また加えて、市外からの利用者のために、安価な宿泊施設の確保など、利用者の増加や合宿誘致などにつなげていくことも私は必要だと考えるのでありますけれども、教育長の考えを改めてお伺いします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 土井議員の質問にお答えいたします。

初めに、遅れている中心地区の街路の補修や改修等についてであります。財源の確保が課題となっていることをご答弁したところでございますが、市といたしましては、「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区

町村長の会」の北海道ブロック長となったこともあり、他市町村とも情報の連携を図り、地域からのご要望に沿えるよう再整備に必要な事業費の確保について、最大限努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、本市独自の自転車条例の制定についてであります。「北海道自転車条例」におきまして、自転車利用者の責務といたしまして、自転車利用者及び歩行者の安全確保のほか、乗車用ヘルメットの着用、夜間の反射器材の装着に努めるなど、具体的な安全確保策について規定されておりますことから、今後におきましても、北海道自転車条例に基づき、地域安全パレードや地域安全大会など、さまざまな機会を通じ、関係団体との協働のもと、自転車利用者の安全確保を図っていくための普及啓発活動を行ってまいりますとともに、市の条例につきましましては、今後どのような条例を制定したらよいかしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 土井議員の質問にお答えいたします。

初めに、学校給食についてであります。給食への野菜などの食材の供給につきましましては、市場での流通量や生産者のストック量、形状等で出荷できない関係で廃棄されることが多い、こうした食材を活用することは、安心・安全な地元の野菜等の食材を確保すること、さらにはコスト削減が期待されますので、今後こうした食材の安定供給の仕組みが継続的に確保・構築されるか等含めまして、JAや生産者等からの話を聞きながら、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、スピード壁の整備についてであります。屋外にスピード壁を設置した場合、特殊な構造のため、冬期間の積雪や寒冷による壁の劣化などへの対応が予測されること、リード、ボルタリング、スピードの3種目の複合競技により行われる2020年東京オリンピックの次に開催予定のパリオリンピックでは、スピード1種目とリード、ボルタリング2種目による複合競技に変更になるとの報道がされており、またパリオリンピック後、それぞれの種目による単一競技に変更になることにより、これまで国内ではほとんど行われていなかったスピード競技の需要が減少すると予測されているところでございます。

このことから、教育委員会といたしましては、既存設備を活用しつつ、スピード競技の動向を注視しながら、利用増に向けてクラウドファンディングの手法等も含めまして、さまざまな検討をしてまいりたいと考えております。

現在設置しているパネルにつきましましては、劣化が進み、ホールドが固定できない部分も出てきており、利用者から更新してほしいとの声もあり、利用者の安全に配慮する観点から、財源の確保に進めてまいりたいと考えております。

また、市外からの利用者増に向けた宿泊施設の確保についてありますが、多目的宿泊施設「トマーレびばい」は、需要期には、他の利用者によって予約が取りづらいことから、現在、市長部局で組織化を検討しているDMOの取り組みの中で、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 12番、土井敏興議員。

●12番土井敏興議員 いまほど、自転車に関するについて、どういった条例がふさわしいか、そのことについて考えていきたいということで、改めて延期として取らせていただきたいと思いますけれども、そういった答えをいただき、やはり北海道に条例があるとしても、それも北海道全体の条例ということでもありますから、それをさして、美唄にどれだけマッチするかということになると十分網羅できない部分があるかと思っているところでもありますので、少し時間をかけて結構だと思えますけれども、やはり、先程申し上げましたように、美唄市民のことを強く思われるのであれば、美唄にふさわしい条例づくりについて邁進していただきたいと、このことを強く要望させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●議長小関勝教君 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1 時 4 6 分 散会

